

特約中途付加 約款

保険料口座振替特約

保険料クレジット
カード払特約



大樹生命保険株式会社



日本生命グループ

このたびは、現在ご契約いただいております当社の保険に特約を付加くださりまして誠にありがとうございました。

この冊子は、特約条項について記載されていますので、該当する条項をご熟読のうえ「保険証券」とともに大切に保管ください。

今後とも、従来どおり末永くお引き立てくださいますようお願い申し上げます。

2026年4月作成

保険料口座振替特約

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主約款	主たる保険契約の普通保険約款のことをいいます。
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(3) 提携金融機関	会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等のことをいいます。
(4) 指定口座	契約者の指定する口座のことをいいます。

第2条（特約の適用）

- ① この特約は、保険契約締結の際または締結後に、契約者から保険料を会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む旨の申出があり、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② 保険料の口座振替払込を申し出る場合には、契約者は、次の各号の条件を満たしてください。
 - (1) 提携金融機関に、指定口座があること
 - (2) 指定口座の名義人が提携金融機関に対し、指定口座から会社の預金口座への保険料の口座振替を依頼すること
- ③ 第②項の指定口座の名義人が契約者と別人であっても、保険契約上の権利と義務は、契約者に属するものとします。

第3条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）

- ① 保険料月払契約の締結の際の契約日は、主約款に定める保険契約締結の際の会社の責任開始の日を含む月の翌月1日とし、年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- ② 第①項の規定にかかわらず、保険契約締結の際の会社の責任開始の日から契約日の前日までに、保険事故が発生したときは、保険契約締結の際の会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として年齢、保険期間および保険料払込期間を再計算し、すでに払い込まれた保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、過不足分をその保険金または給付金と清算します。
- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、契約者からの申出により、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

第4条（保険料の払込）

- ① 契約者は、この特約を付加した保険契約の保険料を、払込期月中の会社と提携金融機関とが協議して定めた日（この日が提携金融機関の休業日のときは、翌営業日。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の預金口座に振り替えることによって、払い込んでください。
- ② 第①項の振替があったときは、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合でも、契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- ④ 契約者は、あらかじめ保険料の払込に必要な金額を指定口座に預け入れてください。
- ⑤ 口座振替によって払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

第5条（保険料の口座振替ができない場合の取扱）

- ① 払込期月の振替日に保険料の口座振替ができなかったときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保険料月払契約の場合	(ア) 翌月分の保険料の振替日に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。 (イ) 指定口座の預金残高が2か月分の保険料相当額未満の場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、振替があったときは、猶予期間中の未払込保険料について払込があったものとします。
(2) 保険料年払契約または保険料半年払契約の場合	払込期月の翌月中の振替日に応ずる日（この日が提携金融機関の休業日のときは、翌営業日）に、再度口座振替を行います。

- ② 猶予期間中の未払込保険料の口座振替ができなかったときには、契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了日までに、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

第6条（諸変更）

- ① 契約者は、指定口座を、同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合には、あらかじめその旨を会社およびその提携金融機関に申し出てください。
- ② 契約者が保険料の口座振替払込を止める場合には、あらかじめその旨を会社およびその提携金融機関に申し出るとともに、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- ③ 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を契約者に通知します。この場合には、契約者は指定口座を他の提携金融機関の口座に変更するかまたは他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- ④ 会社は、会社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、あらかじめその旨を契約者に通知します。

第7条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 1年分を超える保険料の前納が行われたとき
- (3) 保険料の払込を必要としなくなったとき
- (4) 保険料をこの特約によらないで払い込む方法に変更したとき
- (5) 提携金融機関に指定口座がなくなったときまたは提携金融機関との間の口座振替に関する約定が解除されたとき

第8条（口座振替保険料率の適用 - 保険料月払契約の場合）

- ① 会社は、保険料月払契約に限り、口座振替保険料率を適用します。
- ② 第①項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。
- (1) 当月分を含めて3か月分以上の保険料の前納が行われるとき
 - (2) 保険料の自動貸付が行われるとき

第9条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）

保険契約締結の際にこの特約を付加した場合で、口座振替による保険料の払込を第2回保険料から取り扱うときには、第4条（保険料の払込）および第5条（保険料の口座振替ができない場合の取扱）の規定は、第2回以後の保険料について適用します。この場合、第1回保険料は、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

(2020年10月改定)

○無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

第11条（無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合の特則）

この特約を無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 契約日の取扱については、第3条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主約款の規定を適用します。
- (2) 第7条（特約の消滅）に定めるところのほか、主たる保険契約の保険料の払込が停止された場合は、この特約は消滅します。
- (3) 第8条（口座振替保険料率の適用 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主たる保険契約には口座振替保険料率は適用せず普通保険料率を適用します。

○無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）に付加する場合には、第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）の次に、次の1条を加えて適用します。

第11条（無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）に付加する場合の特則）

この特約を無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）に付加する場合には、契約日の取扱については、第3条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主約款の規定を適用します。

保険料クレジットカード払特約

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主約款	主たる保険契約の普通保険約款のことをいいます。
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条（特約の適用）

- ① この特約は、保険契約締結の際または締結後に、契約者から、主約款に定める保険料の払込方法（経路）に代えて、保険料を会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により払い込む旨の申出があり、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② 第①項のクレジットカードは、契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限り、適用します。
- ③ 会社は、この特約の適用にあたって、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性および利用限度額等の確認」といいます。）を行うものとします。
- ④ 会社は、契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

第3条（契約日の特例）

- ① 契約日は、主約款に定める保険契約締結の際の会社の責任開始の日を含む月の翌月1日とし、年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- ② 第①項の規定にかかわらず、保険契約締結の際の会社の責任開始の日から契約日の前日までに、保険事故が発生したときは、保険契約締結の際の会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として年齢、保険期間および保険料払込期間を再計算し、すでに払い込まれた保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、過不足分をその保険金または給付金と清算します。
- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、契約者からの申出により、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

第4条（保険料の払込）

- ① 保険料をクレジットカードにより払い込む場合には、会社は、その保険料について、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額等の確認を行ったうえで、会社の定めた日（以下「指定日」といいます。）に、払込があったものとします。
- ② 同一のクレジットカードで2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合でも、契約者は、会社に対しその決済順序を指定できません。
- ③ 契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に支払うことを必要とします。
- ④ 会社がクレジットカードの有効性および利用限度額等の確認を行った後でも、次の各号の条件をすべて満たす場合には、その払込期月中の保険料については第①項の規定は適用しません。
 - (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
 - (2) 契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っていないこと

- ⑤ 第④項の場合、会社は、契約者に保険料を直接請求できるものとします。
- ⑥ この特約によって払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

第5条（この特約による保険料の払込ができない場合の取扱）

- ① 保険料をクレジットカードにより払い込む場合で、その保険料について会社がクレジットカードの利用限度額内であることの確認を得られなかったときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保険料月払契約の場合	<p>(ア) 翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料についてクレジットカードの利用限度額内であることの確認を行ったうえで、翌月の指定日に、2か月分の保険料のクレジットカードによる払込があったものとします。</p> <p>(イ) クレジットカードの利用限度額が2か月分の保険料相当額未満の場合には、1か月分の保険料のクレジットカードによる払込を行います。この場合、猶予期間中の未払込保険料について払込があったものとします。</p>
(2) 保険料年払契約または保険料半年払契約の場合	<p>払込期月の翌月に、再度クレジットカードの利用限度額内であることの確認を行ったうえで、払込期月の翌月中の指定日に応ずる日に、保険料のクレジットカードによる払込があったものとします。</p>

- ② 猶予期間中の未払込保険料のクレジットカードによる払込ができなかったときには、契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了日まで、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

第6条（諸変更）

- ① 契約者は、クレジットカードを、同一のカード会社の他のクレジットカードまたは他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合には、あらかじめその旨を会社に申し出てください。
- ② 契約者が保険料のクレジットカードによる払込を止める場合には、あらかじめその旨を会社に申し出るとともに、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- ③ カード会社が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を契約者に通知します。この場合には、契約者はクレジットカードを、他のクレジットカードに変更するかまたは他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

第7条（特約の消滅）

- ① 次の各号のいずれかの事由に該当したときには、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 保険料の前納が行われたとき
 - (3) 保険料の払込を必要としなくなったとき
 - (4) 保険料をこの特約によらないで払い込む方法に変更したとき
 - (5) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき。ただし、第5条（この特約による保険料の払込ができない場合の取扱）第②項の規定により保険料が払い込まれた場合を除きます。
 - (6) 会社がクレジットカードの有効性の確認を得られなかったとき
 - (7) カード会社が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止したとき
- ② 第①項第(5)号から第(7)号までの場合、会社は、その旨を契約者に通知します。この場合、契約者は、その保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。ま

た、契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

第8条（適用される保険料率 - 保険料月払契約の場合）

会社は、保険料月払契約に限り、口座振替保険料率を適用します。

第9条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

第10条（特約の更新）

主約款の規定により主たる保険契約が更新されるときは、この特約も更新されます。

(2026年4月改定)

○無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合には、第10条（特約の更新）の次に、次の1条を加えて適用します。

第11条（無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合の特則）

この特約を無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 契約日の取扱については、第3条（契約日の特例）の規定にかかわらず、主約款の規定を適用します。
- (2) 第7条（特約の消滅）第①項に規定するところのほか、主たる保険契約の保険料の払込が停止されたときは、この特約は消滅します。
- (3) 第8条（適用される保険料率 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主たる保険契約には口座振替保険料率は適用せず普通保険料率を適用します。

○無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）に付加する場合には、第10条（特約の更新）の次に、次の1条を加えて適用します。

第11条（無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）に付加する場合の特則）

この特約を無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）に付加する場合には、契約日の取扱については、第3条（責任開始時および契約日の特例）の規定にかかわらず、主約款の規定を適用します。

■ お問い合わせ先

大樹生命 お客様デスク

フリーダイヤル **0120-312-808**

平日 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

大樹生命ホームページ

<https://www.taiju-life.co.jp/>

引受保険会社

大樹生命保険株式会社